

ぐんま ぐらしの ニュース

2020 No.365

群馬県消費者生活センター 令和2年10月1日



消費者庁イラスト集より

今回は、「情報商材」についてのトラブルをご紹介します。
裏面では、「エシカル消費」や「借金に関する無料相談会」についてご案内します。

「簡単に収入が得られる」という儲け話に注意！

インターネット等で取引される「情報商材」のトラブルが増えています。

情報商材とは

インターネットの通信販売等で、「副業、投資やギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウ等」と称して販売されている情報を「情報商材」と言います。情報商材はPDF形式などの電子媒体で取引されることが多く、パソコンやスマートフォン等を使ってダウンロードや閲覧をすることができます。最近は動画やメールマガジン、アプリケーションで配信する事業者も増えていきます。

情報商材そのものだけでなく、情報商材をきっかけに高額なコンサルティングやビジネスセミナー、ソフトウェア等を契約させられるケースがあったり、別の会員を勧誘することで紹介料がもらえる「マルチ商法」になっているケースもあります。

相談事例

「FXで簡単に儲かる方法教えます」というSNSの動画広告を見て、興味があったので無料セミナーに参加したところ、「投資情報ツールを使って誰でも簡単に儲けられる。サポート付きなので安心。情報ツールは50万円だが、2～3ヶ月で取り戻せる。稼げなかったら返金する。」と言われ、クレジットカードで分割払いをした。しかし、言われた通りにやっても利益は出ず、実際にはサポートもなかったため、返金を求めたが「儲けが出ないのはやり方が悪いからだ」と言われて全く応じてもらえなかった。

アドバイス

- ・ 情報商材は契約前に中身を確認することができないので、怪しいと思ったら連絡しない。
- ・ 高額な勧誘をされたり、話が違うと思ったらきっぱりと契約を断る。
- ・ クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない。

「誰でも簡単に稼げる」といった儲け話はありません。

まず、友人や知人に相談するなどして、悪質事業者による情報商材の販売に巻き込まれないよう気をつけましょう。

不安を感じたり、対処に困ったりした場合には、
お近くの消費生活センターに相談するか、
消費者ホットライン「188(いやや!)」番にお電話ください。

消費生活相談



消費者庁イラスト集より

未来を変える エシカル消費

近頃「エシカル消費」という言葉を耳にすることも多いのではないのでしょうか。「エシカル消費」とは、公正で持続可能な社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。このキーワードを意識しながら日々を過ごしてみると、世界の未来が変わります。

限りある資源を大切にしよう！

地球の資源は限りがあります。必要以上にものを買わず、3R「ごみを出さない(リデュース)」、「繰り返し使う(リユース)」、「再生利用する(リサイクル)」を実践し、限りある資源を有効に使う循環型社会を目指しましょう。

買い物は投票です！

私たちが人や社会、環境などに配慮したものを選べば、企業はそういった商品の提供を拡大します。地元のものや被災地のものを選べば、地域活性化や被災地支援にも繋がります。買い物は生産者や企業に投票することと同じ意味を持つのです。

消費者市民になろう！

消費者の行動には未来を変える大きな力があります。自分のことだけでなく、まわりの人にエシカル消費を広めるなど、積極的に社会に参画する「消費者市民」になることで、持続可能な未来づくりに繋がります。

個人の借金に関する無料相談会のご案内

借金でお悩みの方のための無料相談会を開催します。相談は借金問題解決への第一歩です。ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

会場・日程(令和2年度)

※今後日程が変更になる可能性があります。

開催地	開催日	受付時間	会場	申込み・問い合わせ先
桐生市	10月6日 (火)	18:00~19:30 (夜間開催)	桐生市保健福祉会館 4階会議室 (桐生市末広町13番地の4)	桐生市消費生活センター ☎0277-40-1112
渋川市	10月22日 (木)	18:00~19:30 (夜間開催)	渋川市消費生活センター (渋川市石原6-1 渋川市役所第二庁舎1階)	渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325
太田市	11月14日 (土)	13:30~16:00	太田市九合行政センター ふれあいホール (太田市飯塚町591-1)	太田市消費生活センター ☎0276-30-2220
前橋市	11月28日 (土)	13:30~16:00	前橋市消費生活センター (前橋市千代田町2丁目5番5号 シーズ・ポート108号)	前橋市消費生活センター ☎027-230-1755
館林市	12月5日 (土)	13:30~16:00	館林市城沼公民館 2階講堂 (館林市松原1丁目22-22)	館林市消費生活センター ☎0276-72-9002
伊勢崎市	12月23日 (水)	18:00~19:30 (夜間開催)	伊勢崎市役所 本館5階 職員研修室 (伊勢崎市今泉二丁目410)	伊勢崎市消費生活センター ☎0270-20-7300



- ・事前予約が必要です。上記の申込み先へ一週間前までにお申し込みください。
 - ・お住まいの地域にかかわらずご希望の地域でご相談できます。
 - ・相談時間は1~2時間ですが、内容によって必要な時間が変わります。
 - ・法律相談、生活再建相談、こころの悩みに関するアドバイスを受けることができます。
- ※この相談会以外でも県内消費生活センターでは随時借金に関するご相談をお受けしています。

メールマガジン「消費者ホットぐんま」のご案内

★月1~2回程度、消費者トラブルにあわないための注意喚起など、消費生活に関する情報を発信しています！
登録は無料です。是非ご活用ください！



登録方法 件名に「メルマガ消費者申込み」と明記の上、shouhisha-hot-gunma@pref.gunma.lg.jpあて、または右記のQRコードを読み取って送信してください。

消費生活相談のご案内

☎027-223-3001
消費者ホットライン ☎188

群馬県消費生活センター ※日曜・祝日・年末年始は休み
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1(昭和庁舎1階北側)
平日 9:00~16:30(電話・来所相談に対応)
土曜 9:00~12:00/13:00~16:30(電話相談のみ)

編集・発行/群馬県生活こども部消費生活課 ☎027-226-2281 FAX 027-223-8100

※「くらしのニュース」は群馬県金融広報委員会の協力を得て作成しています。